

国土技術政策総合研究所交流研究員受入れ条件

(交流研究員の責務)

第1 交流研究員は、受入れ承認書に基づき、国土技術政策総合研究所長（以下、当所長という。）の指示に従い、指導責任者の指導を受けて申請機関の研究等の実施又は建設技術及び運輸技術の修得を行わなければならない。

(交流研究員の身分)

第2 交流研究員の身分は、受入れに伴って変更しないものとする。

(受入れに要する費用の負担)

第3 交流研究員の受入れに要する費用（旅費、給与等）は、申請機関において負担するものとする。

(交流研究員の服務等)

第4 交流研究員の受入れ期間の勤務条件その他の服務については、当研究所の職員に準拠するものとし、交流研究員は受入れ期間中において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2. 交流研究員の受入れに伴って発生した災害に関する補償は、申請機関において負担するものとする。

3. 交流研究員が故意又は過失により当研究所又は第三者に与えた損害については、申請機関が賠償の責を負うものとする。

4. 交流研究員は契約手続きに関する業務に関与しないものとする。

(業務の受注制限)

第5 申請機関は、国総研が交流研究員の受入期間中に発注する以下の業務を受注できないものとする。

- ・当該交流研究員が所属する課・研究室が発注する業務
- ・当該交流研究員が所属する課・研究室以外が発注する業務のうち、当該交流研究員が担当する研究課題に関連する業務※

※受入研究課題一覧表「受入研究課題に関連する研究室及び研究課題」参照

(受入れの中止)

第6 交流研究員の受入れ期間中において当研究所の業務に支障が生じ、又は天災その他やむを得ない理由が生じたことにより、当該交流研究員の受入れが困難となった場合、当研究所長は当該交流研究員の受入れを中止することができる。

2. 交流研究員の受入れ期間中において、当該交流研究員又は申請機関の長が承認書の事項を遵守しない場合若しくは不都合な行為があった場合、当所長は当該交流研究員の受入れを中止することができる。

3. 第1項の規定により受入れを中止する場合、当所長はあらかじめ申請機関の長と協議するものとする。

(研究等の報告)

第7 交流研究員は研究等が終了し、又は受入れ期間が満了し、若しくは受入れが中止されたときは、その研究等に関する報告書を速やかに指導責任者等を経由して当所長へ提出しなければならない。

(特許出願)

第8 当研究所に属する職員及び交流研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、当該交流研究員（当該発明が特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する職務発明であるときは当該交流研究員の所属する機関。以下この条において同じ。）と共同して行わなければならない。ただし、当該交流研究員の同意を得たときはこの限りでない。

2. 交流研究員が受入れに係る指導を受けて行った発明について、当該交流研究員が特許出願をしようとするときは、当所長と共同して行うものとする。ただし、当所長の同意を得たときはこの限りではない。

3. 前2項本文に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を別に締結するものとする。

4. 前3項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(研究成果の取扱い)

第9 交流研究員が研究等の成果を当所長及び当該申請機関の長以外の者に知らせようとするときはあらかじめ、当所長の同意を得るものとする。